

手 続 き 開 始 の 公 示

次のとおり公募型見積協議方式に付します。

平成 26 年 3 月 20 日
(契約責任者) 中日本高速道路株式会社
名古屋支社長 太田 睦男

記

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 新名神高速道路 安坂山高架橋 (下部工) 工事
- (2) 工事場所 自) 三重県亀山市安坂山町
至) 三重県亀山市安坂山町
- (3) 工事内容 本工事は、新名神高速道路 安坂山高架橋の下部工工事である。
- (4) 工事概算数量 延 長 559m
土工量 約 44 千 m^3 (道路掘削 約 3 千 m^3 、捨土掘削 約 12 千 m^3 、
構造物掘削 約 29 千 m^3)
下部工 橋脚 22 基 (橋脚高さ 8.5~41.6m)
基礎工 場所打ち杭 ϕ 1.5m 174m 深礎杭 ϕ 6.0~7.5m 73m
- (5) 工 期 契約締結の翌日から 990 日間
- (6) 本工事は、すべての見積参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (7) 本工事は、手続き開始の公示により競争参加者を募り、競争参加資格を確認した者に見積書を投函していただき、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低見積価格提示者と確認協議を行った上で、当該者と確認協議後の価格で契約締結する公募型見積協議方式の試行工事である。なお、最低見積価格提示者の見積価格が契約目安価格を上回った場合においても、確認協議において当該者から契約目安価格を上回った理由を確認した上で、当該者と確認協議後の価格で契約締結する。
- (8) 本工事は、契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札 (見積) 者に対する指示書を参照)

2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第 25 号) 第 11 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成25・26 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「土木工事」の「等級 A」に格付けされる者であること。(会社更生法 (平成14 年法律 第 154 号) に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11 年法律第225 号) に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。) または、「土木工事」の「等級 A」と「等級 B」に格付けされる者の 2 者で構成された特定建設工事共同企業体、若しくは「土木工事」の「等級 B」に格付けされる者の 2 者で構成された特定建設工事共同企業体、あるいは「土木工事」の「等級 A」と「等級 C」に格付けされる者の 2 者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業共同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(記2(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす2者で構成された特定建設工事共同企業体。

(4) 施工実績

平成10年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事(旧日本道路公団(以下「旧JH」という。)が発注し、平成10年度以降にしゅん功した工事を含む)である場合にあっては、請負工事成績評定要領第3条第2項に規定する評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の発注機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、求める実績1、求める実績2及び求める実績3に対して提出できる施工実績は各々1件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること)

① 単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

	要件
求める実績1	躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ)30m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
求める実績2	深礎工法により施工した杭径φ6.0m以上の場所打ち杭の工事
求める実績3	断面交通量が2.5万台/日以上(自動車専用道若しくは流入が制限された道路)において車線規制を実施した工事 ※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の交通規制の実績は除く。 ①料金所(トールバリア含む)やインターチェンジ等ランプで実施した交通規制の実績 ②自社の請負工事では交通規制を行わず、他社が行った交通規制内で実施した工事(集中工事等)の実績

② 特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者以外

	要件
求める実績1	躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ)15m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
求める実績2	深礎工法により施工した杭径φ3.0m以上の場所打ち杭の工事
求める実績3	断面交通量が1.0万台/日以上(自動車専用道若しくは流入が制限された道路)において車線規制を実施した工事 ※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の交通規制の実績は除く。 ①料金所(トールバリア含む)やインターチェンジ等ランプで実施した交通規制の実績 ②自社の請負工事では交通規制を行わず、他社が行った交通規制内で実施した工事(集中工事等)の実績

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧 J H が発注し、しゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は下記の期間とする。

・橋梁下部工に係る工事の経験を有する技術者は橋梁下部工工事が稼働している期間。

・基礎ぐいに係る工事の経験を有する技術者は基礎ぐい工事が稼働している期間。

- ① 主任（監理）技術者が、見積参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ② 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。
- ③ 主任（監理）技術者が、技術資料提出時に 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
- ④ 主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験 1 及び求める経験 2 に対して提出できる工事経験は 1 名につき各々 1 件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。）

	要件
求める経験 1	躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）15m 以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
求める経験 2	深礎工法により施工した杭径 $\phi 3.0\text{m}$ 以上の場所打ち杭の工事

(6) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 1」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

(7) 特定建設共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

- ① 各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、許可の営業年数が 5 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- ② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち 1 級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有するものであること
- ③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
- ④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、30% 以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。（この場合「等級

- C（経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は除く。）の者の工事限度額は5.5億円未満とする。）また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。
- (8) 記1に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 当該工種において、中日本高速道路株式会社での過去2年間(平成23・24年度)における各年度の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度で実績がない場合は65点とする。
- (10) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 総務企画部 契約チーム
電話 052-222-1447

(2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

見積参加希望者には、技術資料作成要領、手続き開始の公示の写し、契約書案、見積者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。

- ① 交付期間：平成26年3月20日（木）から平成26年4月2日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。
- ② 交付場所：上記（1）に同じ。
- ③ 交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。

(3) 技術資料及び競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

見積参加希望者は、技術資料及び競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料は技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

- ① 提出期間：平成26年3月20日（木）から平成26年4月2日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。
- ② 提出場所：上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法：上記（1）に郵送すること。

なお、郵送方法については、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとし、封書の表に 1. 見積参加希望者の商号又は名称、2. 見積合せの日および見積案件名 3. 「申請書類在中」（朱書き）を記載すること。

④ 申請書及び技術資料の確認

申請書及び技術資料の提出にあたって、内容確認を行わないため、記載漏れ、記載ミス又は必要書類の不足等があった場合は、競争参加資格を認めない場合があることから、十分に注意すること。

(4) 見積書及び単価表の提出期間、場所及び方法等

- ① 日 時：平成26年5月21日（水）午後4時00分
- ② 提出方法：上記(1)に郵送すること。

なお、郵送方法については、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとし、封書の表に 1. 見積参加希望者の商号又は名称、2. 見積合せの日および見積案件名 3. 「見積書在中」（朱書き）を記載すること。

(5) 見積合せの日時及び場所

- ① 日 時：平成26年5月22日（木）午後1時30分

- ② 場 所：上記(1)の中日本高速道路株式会社名古屋支社 8階入札室
- ③ 方 法：参加者全員の1回目の見積が契約目安額を下回らない場合は2回目の見積合せがあるので2回目の見積書を用意すること。

4. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
契約保証金 納付。
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 見積りの無効
本公示に示した競争参加資格のない者の行った見積り、申請書等に虚偽の記載をした者の行った見積り及び見積りに関する条件に違反した者の行った見積りは無効とする。
また、見積り時に単価表の提出のない者の行った見積書は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った見積書を無効とする場合がある。
なお、無効の見積りを行った者を契約の相手方としていた場合は契約の相手方の決定を取り消すものとする。
- (4) 契約の相手方の決定方法
見積価格提示者と確認協議を行った上で、最低見積価格提示者と確認協議後の価格で契約締結する。なお、最低見積価格提示者の見積価格が契約目安価格を上回った場合においても、確認協議において見積価格提示者から契約目安価格を上回った理由を確認した上で、最低見積価格提示者と確認協議後の価格で契約締結することができる。
- (5) 確認協議
確認協議とは、見積価格が契約目安価格を上回っている場合に契約目安価格を上回っている理由を確認するために行う協議をいう。
- (6) 契約の相手方の決定の取り消し等
申請書に虚偽の記述をした者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、見積者の故意又は重大な過失により見積書が無効となった場合は、当該見積者に対し、資格登録停止の措置を講ずることがある。
- (7) 配置予定監理技術者の確認
契約の相手方決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。
- (8) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。
なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (9) 専任の主任(監理)技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任(監理)技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める場合がある(技術資料作成要領参照)。
- (10) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

- (11) 提出された申請書等は、原則として返却しない。
- (12) 手続における交渉の有無 有
- (13) 契約書作成の要否 要
- (14) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無 無
- (15) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は記3(1)に同じ。
- (16) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加
記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記3(3)により申請書等を提出することはできるが、見積りに参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (17) 詳細は技術資料作成要領による。

以 上